# 指導および監査について

## 1. 指導、監査の根拠法令

介護保険法第23条、第42条、第42条の3、第45条、第47条、第49条、第54条、 第54条の3、第57条、第59条、第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、 第114条の2、第115条の7、第115条の17、第115条の27、第115条の33及び 第115条の45の7、ほか。各運営基準(省令、告示、通知)。

#### 2. 指導の目的

介護サービス事業者等が行う対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図り、もって利用者の自立支援及び尊厳の保持並びに介護サービス事業者等の支援に資する。

### 3. 指導の形態

- (1)集団指導・・・指導対象事業者等を、一定の場所に集めて講習等の方式で行う。
- (2) 実地指導・・・区が単独で、指導対象事業者等の事業所において実地で行う。(一般指導) ・・・区が厚生労働省や東京都等と合同で行う。(合同指導)

### 4. 指導対象事業所の選定について

- (1) 毎年度作成する「実施計画」で、実施月、対象サービス種別ごとの状況に応じて選定する。
- (2) その他、特に実地指導を要すると認める介護サービス事業者等を対象とする。

### 5. 監査について

(1) 監査の方針

対象サービスの内容、介護報酬請求及び業務管理体制の整備に関する事項について、不正又は 著しい不当が疑われる場合等において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行う。

(2) 監査対象の選定基準

通報・苦情・相談等に基づく情報や給付実績の分析等から、指定基準違反等の確認について必要があると認められる場合に行う。実地指導から監査に移行する場合もある。

- ・不正請求等の疑義が発覚した場合
- ・虚偽の報告や文書の改ざんが確認された場合
- ・指導に従わず改善を行なわない(期限までに改善状況報告書の提出がない)場合 など

#### (3) 処分等

基準違反や不正請求が認められた場合は、介護保険法の規定により、改善勧告や指定の取消、 又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止する行政処分を行なう場合がある。

# 6. その他

介護サービスに関する事故が発生した際や、区民等からの苦情相談を受け付けた場合には、適宜、 事業所への事実確認調査の協力をお願いし、必要に応じて指導を行います。